

第36号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年6月13日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

第1条 蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の2第16項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

第2条 蒲郡市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の2第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。